

2013年4月9日

公益社団法人福島原発行動隊
理事長 山田恭暉 殿

原子力改革監視委員会
事務局長 鈴木一弘

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

貴法人が、事故を起こした福島原発の復旧に協力しようという志を持って結成されていることに敬意を表します。

貴法人から原子力改革監視委員会宛てに、「福島第一原発視察に係る指導、監督について（お願い）」をいただいておりますので、大変遅くなりましたが、クライン委員長と相談した結果をご回答申し上げます。貴法人が指摘されているように、福島第一原子力発電所における作業は、今後数十年におよぶ困難な作業であることから、作業に従事する人の確保は、最も重要な事項の一つであることは紛れもない事実ですが、以下に示す2点により、当委員会としては貴法人の希望に沿うことは適当ではないと考えます。

1点目は、事故を起こした原子力発電所の解体撤去作業は、放射線レベルが高い箇所があることに加え、日々の作業の進捗により作業環境が変化し続ける中での取組みであることから、作業安全を確保するためには、統制のとれた体制の下で行われる必要があること、

2点目は、当委員会は、東京電力㈱取締役会からの諮問に基づき、東京電力㈱原子力改革特別タスクフォースの活動である原子力発電所運営組織に関する取組みに対して監視・監督を行ってきており、福島第一原子力発電所の廃炉作業に関しての個々の作業について事業者選定は、当委員会の監視監督対象ではございませんので、当委員会が貴団体の視察を東京電力に指導することは適当ではないこと、であります。

ご期待に沿えず誠に恐縮ですが、ご理解くださいますようお願い致します。

以上